

足立区介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービスを提供する法人（以下「法人」という。）に対し、職員の宿舎の借り上げ費用について助成金を支給することにより、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保・定着を図るとともに、災害の発生時又は発生の恐れがある場合において、迅速な要配慮者の支援を実現することを目的とする。

(助成対象)

第2条 この要綱による助成（以下「本助成」という。）の対象等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本助成の対象となる法人（以下「対象法人」という。）は、次号に定める事業所を運営する法人とする。ただし、次に掲げる法人を除く。

ア 本助成の申請日時点において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）に違反する事実がある法人

イ 法人の代表者、役員又は従業者若しくは構成員に暴力団員等（足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）がいる法人

(2) 本助成の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、区内に所在する、別表第1に掲げるいずれかの介護サービスを実施する事業所とする。

(3) 対象事業所の種別は、次に掲げるとおりとする。

ア 足立区（以下「区」という。）との間で、「第二次避難所施設等利用に関する協定」を締結している事業所（以下「福祉避難所」という。）

イ 区との間で、「災害の発生時等における介護・障がい福祉サービス等利用者の安否確認と避難誘導及び福祉避難所における支援の提供に関する協定」（以下「災害時協定」という。）を締結している事業所

ウ ア又はイ以外の事業所

(4) 本助成の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、次のアからエまでのいずれにも該当するものとする。

ア 対象事業所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員及び計画作成担当者（介護サービスを提供する職員をいう。以下同じ。）。ただし、当該職員が非常勤職員の場合は、実労働時間が常勤職員の所定労働時間の5割以上であることとする。

イ 対象事業所に勤務し、かつ、当該対象事業所の種別が前号ア又はイに該当する場合は、災害の発生時又は発生のおそれがあるときに、区の要請により、災害対策上の業務に従事できる者

ウ 対象法人の役員ではない者

エ 対象事業所から住居手当等を支給されていない者又は住居手当等を支給されている

同居者がいない者

(5) 本助成の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次のアからウまでのいずれにも該当するものとする。

ア 第3号ア又はイに該当する場合は、事業所から半径10キロメートル以内にある住宅であること。

イ 対象法人が借り上げた住宅であること。

ウ 対象職員が雇用契約後に居住することとなった住宅であること。

（助成内容）

第3条 足立区長（以下「区長」という。）は、対象法人が借り上げた対象住宅に対象職員を入居させた場合に、予算の範囲内で、当該借上げに係る経費の一部を助成する。

2 一の対象事業所について助成する対象住宅は、4戸を上限とする。ただし、次に掲げる外国人介護職員に係る戸数については、この限りでない。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表に定める介護の在留資格を有する者

(2) 入管法別表第1の2の表に定める特定技能の在留資格（特定産業分野「介護分野」に限る。）を有する者

(3) 入管法別表第1の2の表に定める技能実習の在留資格（介護職種に限る。）を有する者

(4) 入管法別表第1の4の表に定める留学の在留資格を有する者（資格外活動許可を受けている者に限る。）

(5) 入管法別表第1の5の表に定める特定活動の在留資格を有する者（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士に限る。）

3 本助成は、助成する対象住宅に居住する、同一の対象職員につき、助成を開始した日の属する年度から10年を利用の限度とする。ただし、令和6年3月31日以前に助成を開始した入居者については、令和6年4月1日を助成対象期間の始期とする。

4 助成事業の対象となる経費は、別表第2の2の欄に掲げる経費とする。

（助成金交付基準）

第4条 本助成の額は、別表第2の1欄の区分に応じて、前条第4項に規定する助成対象経費の額から当該経費のために他の地方公共団体又は民間団体等から支払われる補助金又は寄付金その他収入額を控除した額と、同表の3の欄に定める額とを比較して、少ない方の額に同表の4の欄に規定する助成率を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とする。

（助成金の協議）

第5条 本助成を受けようとする対象法人は、区長が定める期間内に、次の各号に掲げる書類を提出し、職員の宿舍の借上げの計画について区長と協議しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 事業計画書（事業所別）（様式第1号の2）

(3) 事業計画書（宿舍別）（様式第1号の3）

(4) 入居確認及び雇用証明書（様式第1号の4）

(協議結果の通知)

第6条 区長は、前条の規定により提出された書類を審査し、適当と認めた場合は、その結果を「足立区介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金に係る内示について」(様式第2号)により、対象法人に通知する。

(助成金の交付申請)

第7条 前条の規定による内示を受けた対象法人は、本助成の交付申請を行う場合、区長が定める期間内に、次に掲げる書類に係る書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(様式第3号)
- (2) 助成金交付申請書(事業所別)(様式第3号の2)
- (3) 助成金交付申請書(宿舎別)(様式第3号の3)
- (4) 誓約書(様式第3号の4)

2 前項の規定による交付申請を行ったときから次条の規定による交付決定を受けるときまでの間に、助成金交付申請書等の内容に変更等が生じた場合には、対象法人は、区長に対し、速やかに交付申請変更・中止・廃止届書(様式第4号)により届け出なければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、申請時に提出された書類を審査し、本助成をすべきものと認めたときは、助成金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第5号)により対象法人に通知するものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請にかかわる事項につき修正を加え、助成金の交付を決定することができる。

(助成金の交付条件)

第9条 前条の規定による本助成の交付決定については、次に掲げる条件を付して行うものとする。

- (1) 前条の規定による交付の決定後に、対象法人が申請又は届出を行った内容を変更した場合には、助成金は交付しない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 前条の規定による交付の決定を受けた対象法人(以下「交付決定法人」という。)は、第2条に規定する助成の要件を満たすことが困難となった場合等は、その理由及び状況について、速やかに区長に報告しなければならない。
- (3) 交付決定法人は、区長から求めがあった場合には、宿舎借り上げ状況等について報告を行わなければならない。
- (4) 交付決定法人は、第12条の規定による調査等により、助成事業の成果が前条の規定による交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとして区長から当該助成事業につき、これらを適合させるための処置をとることを命じられた場合は、これに従わなければならない。
- (5) 区長は、交付決定後においても、事情変更により特別の必要が生じたときは、前条の規定により行った交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に事業が完了した部

分については、この限りでない。

(6) 交付決定法人は、助成事業にかかわる支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整理し、これを事業完了の日が属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

(7) この要綱による助成金の交付の対象となる経費について、重複して、他の地方公共団体及び民間団体等から助成金等の交付を受けてはならない。

(取消事由)

第10条 区長は、交付決定法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、第8条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、第12条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後についても同様とする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成要件を満たすことが困難となり、事業を中止又は廃止したとき。

(4) その他第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは第8条の規定による交付決定に基づく命令に違反したとき。

(5) 交付決定法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 交付決定法人は、前条第5号及び前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、助成事業の当該取消しにかかわる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、区長が定める期限までにそれを返還しなければならない。

3 前項の規定による返還金に係る違約加算金及び延滞金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付決定法人は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部が取り消され、助成金の返還を命じられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 交付決定法人は、助成金の返還を命じられたにもかかわらずこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(実績報告書の提出)

第11条 交付決定法人は、助成事業が完了したとき、助成事業が完了しないまま助成金の交付の決定に係る会計年度が終了する見込みであることが明らかになったとき又は助成事業を廃止したときは、本助成の対象となる経費を支払ったことを証明する書類を添付のうえ、次の各号に掲げる書類を区長が定める期間内に、区長へ提出するものとする。

(1) 実績報告書(様式第6号)

(2) 実績報告書(事業所別)(様式第6号の2)

(3) 実績報告書(宿舍別)(様式第6号の3)

(4) 実績報告時雇用状況等証明書(様式第6号の4)

(5) 払込証明書(様式第6号の5)

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書等の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告にかかわる助成事業の成果が第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定法人に確定通知書(様式第7号)により通知する。

(助成金の請求及び支払い)

第13条 前条の規定による助成金の額の確定後において、助成金を請求するときは、交付決定法人は、請求書兼口座振替依頼書(様式第8号)を区長が定める期間内に区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(委任)

第14条 本助成の実施に関しこの要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)に定めるもののほか、区長が別に定める。

付 則(30足福介発第3961号 平成30年12月27日区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に30足福介発第3959号平成30年12月27日区長決定により廃止した足立区介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金交付要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

付 則(2足福介発第280号 令和2年5月25日区長決定)

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

付 則(4足福介発第3427号 令和4年11月11日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(5足福介発第3209号 令和5年12月27日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(6足福介発第3034号 令和6年12月24日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

介護サービスの種類
1 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、以下に掲げるもの（注）
（1） 訪問介護
（2） 訪問入浴介護
（3） 通所介護
（4） 通所リハビリテーション
（5） 短期入所生活介護
（6） 短期入所療養介護
（7） 特定施設入居者生活介護
2 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
（1） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
（2） 夜間対応型訪問介護
（3） 地域密着型通所介護
（4） 小規模多機能型居宅介護
（5） 認知症対応型共同生活介護
（6） 地域密着型特定施設入居者生活介護
（7） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
（8） 複合型サービス
3 介護保険法第8条第26項に規定する施設サービス
（1） 介護福祉施設サービス
（2） 介護保健施設サービス
（3） 介護医療院サービス
4 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち、以下に掲げるもの（注）
（1） 介護予防訪問入浴介護
（2） 介護予防通所リハビリテーション
（3） 介護予防短期入所生活介護
（4） 介護予防短期入所療養介護
（5） 介護予防特定施設入居者生活

注 介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

別表第2（第3条、第4条関係）

1 区分	2 助成事業対象経費	3 助成基準	4 助成率
第2条第3号 アの事業所	当該年度において対象法人が対象住宅に 対し支出した経費（賃料、共益費（管理 費）、礼金、更新料等） ただし、入居者から宿舍使用料等を徴収 している場合は、当該金額を差し引いた 額とする。	1戸あたりの基 準額一月あたり 82,000 円	7/8
第2条第3号 イの事業所			1/2
第2条第3号 ウの事業所			